

四万十市立西土佐小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月改訂

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで本校では、「いじめはどの学校、学級でも起こり得るものである」という基本認識のもと、かけがえのない存在であるすべての児童が安心して学校生活を送れるよう、各家庭や地域社会との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見そして、当該事案が生じた場合は適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめに対する基本認識

- ① いじめはどの児童、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違いである。
- ④ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものである。
- ⑤ いじめは教職員の教育観や児童観、その指導のあり方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見が難しい。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりと対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとられるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策の中核を成す組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導担当
〔事務局〕

※ なお当該事案等によって、上記構成員に加えてスクールカウンセラーや中村警察署関係職員、本校教職員をはじめとする関係者等を加えることとする。

(2) 組織の活動内容

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

(3) 開催時期等

各学期に1回程度とし、いじめ事案の発生時等においては臨時に開催する。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止のための取り組み

- 平素から人権教育や道徳教育の充実に努めるとともに、人権・道徳参観日を開催する等、いじめを許さない集団づくりや規範意識の醸成、自己有用感や自己肯定感の育成、保護者への啓蒙等を推進する。
- すべての児童が参加、活躍できる「わかる授業」を展開し、生徒指導の機能を重視した視点から授業研究等に努める。
- 学習規律の徹底や学び合いによる学習集団づくり、毎日の清掃活動での学年の枠を超えた縦割り班活動などを通して、一人ひとりのよさや違いを認め合える仲間づくりに努める。
- 毎月の街頭交通安全指導や登下校の安全見守り、地域のボランティアの皆さんによる定期的な読み聞かせ、学校支援地域本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブや、参観日等の学校行事を通して、保護者や地域に学校を開き、多くの大人の目で本校児童をみていただく。そのことにより、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- 学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。
- 児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高い等の性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったい

じめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者に留まらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うと共に、インターネット上のいじめを防止し、かつ、効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラルの充実を図る。

- いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業は元より、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。
- 年に複数回、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解すると共に、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見

- 教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。
- 「学校生活アンケート」及び「Q-U検査」の年間各2回の実施や、スクールカウンセラーや生徒指導担当教員を中心とする教育相談（カウンセリング）、日記や家庭訪問等の取り組みと合わせて、児童の心情理解や実態把握、いじめの認知に努める。
- 職員会や校内支援委員会等の定期的な開催により、教職員間の情報交換を行うとともに共通認識を深める。

4 いじめを認知した際の対応

◇いじめ事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止することを第一義として、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及び、加害児童への指導とその保護者への対応を迅速かつ的確に行う。

◇教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告する。

その際の、基本的な対応の流れは下記のとおりとする。

(1) いじめの認知（情報把握）



(2) 対応チーム『いじめ対策委員会』の立ち上げ 【メンバー等は2の(1)を参照】

(3) 役割分担

- ① 被害者(含む、保護者)担当
- ② 加害者(含む、保護者)担当
- ③ 関係児童(同級生等)担当
- ④ 関係機関担当 など

(4) 情報収集、事実確認

- 事情を聴取する際は、「被害児童⇒関係児童⇒加害児童」の順に行い、特に被害児童の保護そして、知り得た情報等の守秘に細心の注意を払う。
- 当該事案に関係する保護者等に係争が生じないように留意しながら進める。

(5) 関係児童への対応・指導

① いじめの被害児童への対応

被害児童の保護を第一に心のケア（スクールカウンセラー等の支援）等に努め、安心して通学できるように最大限に配慮する。場合によっては、保健室等の別室登校等を行う。

② いじめの加害児童への指導・対応

当該児童の家庭環境等の理解に努めるとともに、いじめ行為については毅然とした指導を心がける。

③ 関係児童(いじめを目撃した児童)等への対応・指導

(6) 関係する保護者への対応

特に被害児童の保護者への対応については、最大限の配慮のもと、事実・情報を正確に余すところなく伝え、迅速かつ誠実な対応を行う。

(7) 関係機関との連携

触法行為と判断した場合は、行政各機関や所轄警察署との速やかな情報交換を行い、連携して対応する。

(8) いじめが解消している状態の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている時、いじめが「解消している」状態とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月）。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、四万十市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護

者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

5 重大事態への対処

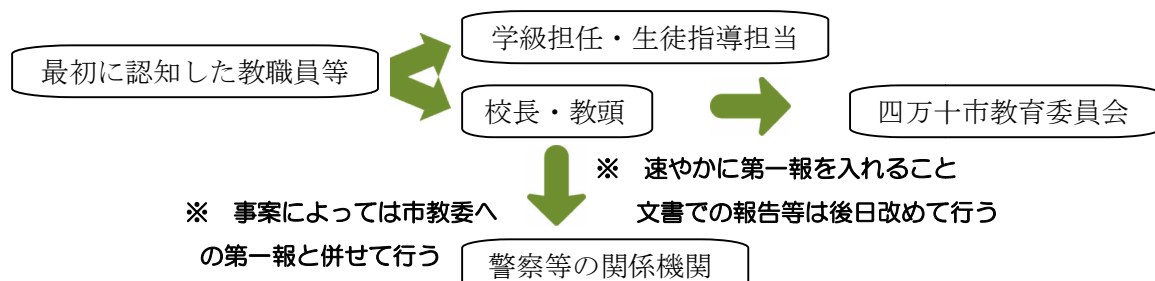
〔重大事態とは〕

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
例) 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を受けた場合
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認められるとき
※ 「相当の期間」については、不登校の定義等を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安に関わらず迅速に調査に着手する。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときこの時点で、重大事態が発生したものととして速やかに報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条より】

当該事案について、四万十市教育委員会が調査主体を判断することになるが、(四万十市教育委員会の指導・助言のもと)本校が調査主体となる場合は基本的に前述の「4 いじめを認知した際の対応」に準じて進めることとする。

但し、「(1) いじめの認知 (情報把握)」については、下記のとおりとし、緊急時の臨機応変の対応を是とする。



◎ 調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 取組の評価

- (1) 毎学期、学校生活アンケートを実施し、取り組みの見直しの参考とする。
- (2) 学校評価アンケートに学校生活や学校の取り組みに関する満足度を測る項目を位置づける。
- (3) 毎年、いじめ問題への取組の実施について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。